

浄化槽を設置する際は放流先の確認が必要です！

浄化槽を設置するには、処理した水の放流先を確保する必要があります。放流水を敷地外へ放流する際は、設置届出書の提出の前に、放流先の施設（排水溝や水路、管渠等）を管理する者の承諾を得てください。（放流水先の確保に関するトラブルは当事者の間で解決してください。）

- ・道路側溝（いわゆるU字溝）は、本来は道路排水（雨水）の排除を目的として設置されたもので、末端が雨水管や河川・水路ではなく、土壌等であることがあります。このような側溝では浄化槽の放流水を受け入れられない場合があるので、道路の管理者（市道の場合は各土木事務所）に、浄化槽の接続・放流に支障がないかどうか、事前にご確認ください。
- ・放流先にはさまざまな形態があります。別紙「浄化槽の設置届出に先立つ放流先確認の流れ」をご参照ください。
- ・放流先を確保できない場合は、敷地内で放流水を処理する装置（蒸発拡散装置）を使用して浄化槽を設置できることがあります。

確認先 及び 電話番号

（市外局番はいずれも 043）

1	市道の場合	
①	中央区・美浜区	中央・美浜土木事務所 維持建設課（電話 232－1154） 中央区都町 2－6－9
②	花見川区・稲毛区	花見川・稲毛土木事務所 維持建設課（電話 257－8843） 稲毛区宮野木町 454－1
③	若葉区	若葉土木事務所 維持建設課（電話 306－0395） 若葉区金親町 244－6
④	緑区	緑土木事務所 維持建設課（電話 291－4963） 緑区誉田町 1－259－1
2	市が設置した水路の場合	下水道維持課（接続申請）（電話 245－5432） 千葉市役所低層棟 3F
3	農業用水路の場合 （緑区及び若葉区の一部地域）	農政課（電話 245－5764） 千葉市役所高層棟 7F
4	私道等の所有者の確認 （承諾の相手方の特定）	千葉地方法務局 不動産登記部門（電話 302－1312） 中央区中央港 1－11－3
5	臨海部工場地帯で新設の雨水管に放流 （協議）	千葉県港湾事務所（電話 246－6201） 中央区中央港 1－6－1

- ・建築確認を伴わない浄化槽の設置届出の場合は、収集業務課（電話 245-5251）にお問い合わせください
 - ・建築確認を伴う浄化槽の設置届出の場合は、建築情報相談課（電話 245-5842）にお問い合わせください。
- 上記の他、処理対象人員が 101 人以上の場合は、環境規制課（電話 245－5194）への届出が必要です。

千葉市 環境局 資源循環部 収集業務課 浄化槽班 電話 245－5252